

第10期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務仕様書

1 業務名

第10期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務

2 委託業務の目的

第10期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定にあたり、地域の特性に応じた施策及び給付費見込み等を検討するため、高齢者等への実態調査を実施し、現状の把握や分析等を実施するものである。

3 業務場所

西尾市内

4 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

（1）実態調査

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（厚生労働省指定調査）

- ・調査項目には本市の実情に応じた設問を加えるため支援すること。
- ・調査票の作成、印刷、発送は本市と協議のうえ受託者が行う。
- ・調査対象者は、要介護を受けていない高齢者（事業対象者含む）約7,000人とする。
- ・調査方法は、郵送及びWeb回答による回収とし、郵送料は委託料に含める。受託者は料金受取人払いの手続きを実施すること。また、パソコンやスマートフォンでの回答に対応可能なWeb回答画面を作成すること。Web回答画面の作成に係る費用は委託料に含める。
- ・サーバー等は受託者が用意したものを使用すること。
- ・回答途中で一時保存ができるようにし、同一人物からの重複回答の有無を識別できるようにすること。
- ・個人情報漏えいやプライバシー侵害の発生を防止すること。
- ・セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェア等の不正行為を防止すること。
- ・実態調査票の表紙には、Web回答画面のURL（2次元コード）および固有のID・パスワードを印刷すること。

② 在宅介護実態調査（厚生労働省指定調査）

- ・調査対象者は、自宅で生活している要介護・要支援の認定を受けている者で更新申請・区分変更申請に基づく認定調査を受けた者約1,000人とする。
- ・調査票の作成、印刷、発送及び回収は本市が行う。

③ 介護人材確保に係るアンケート調査

- ・調査項目の設定、調査票の作成及び印刷は本市と協議のうえ受託者が行う。
- ・対象事業所は、市内に所在するすべての介護サービス事業所約 230 施設とする。
- ・内容は 15 頁程度で項目を検討する。
例) 従業員の定着状況、問題点、介護人材確保策の提案など
- ・調査票の発送及び回収は本市が行う。

(2) 実態調査結果の集計及び分析

- ① 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」は日常生活圏域毎に分析、評価を行う。また、国から提供される見える化システムや推計ツール、各種資料等を活用し、他自治体との比較ができるようにデータの作成及び支援を行う。
- ② 「介護人材確保に係るアンケート調査」は、サービス種別毎に集計・分析を行う。
- ③ 分析の結果を第 10 期介護保険事業計画へ活用する方法について提案すること。
- ④ 結果の分析については、単純集計とクロス集計（性別・年齢等の基本属性）を実施する他、統計的な専門性を活かして有意差検定や多変量解析などを実施すること。
- ⑤ 任意の項目について、集計が可能なアプリケーション又はシステムファイルを作成すること。

(3) その他

計画策定にあたって、国の政策等に基づく提案や助言のほか、介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、国の関連資料等を収集し、課題を整理すること。

6 成果品

実態調査報告書 電子データ一式

7 本業務の遂行にあたっての注意事項

- (1) 本業務で作成した成果品等の著作権等については、本市に帰属するものとする。
- (2) 個人情報を取り扱う場合、受託者は西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (3) 本業務の実施体制には、福祉分野に精通している研究員を実施体制に含めること。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を市の許可なく第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者が契約事項を遵守しない時は、本市は委託契約を解除することができる。また、委託契約の解除により発生した損害については、受託者が賠償しなければならない。
- (6) 業務の過程において、本市が必要とした場合には、迅速に資料を提出すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市の指示に従うものとする。